

答 申 第 235号
平成30年10月10日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年10月2日付け岐阜市民市第241号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市における未来の都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図（平成30年9月末策定）」に掲げる各種指標の年度比較をするため、市民の意識、行動等を多面的に測定する市民意識調査を実施する。

また、「岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月策定）」に「まちの創生」の数値目標として、社会動態転入超過を掲げているが、昨年度も社会動態転出超過となり、その傾向が続いている。そこで、今後の転出超過抑制施策の検討に向け、転入者に対する意識、行動等の調査を実施する。なお、昨年度は、転出者に対して調査を実施した。

これらの調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

- (2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報
調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び日本国籍の有無

2 意見

適当なものと認める。